平成２６年（フ）第４号
宮城県東松島市矢本字河戸33番地75、前住所宮城県東松島市矢本字河戸33番地34
債務者　石森くみ子
1　決定年月日時　平成26年３月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月14日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２５年（フ）第１０１号
福井県吉田郡永平寺町松岡吉野第38号30番地８
債務者　田中　良徳
1　決定年月日時　平成26年３月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月14日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１２号
福井市味見河内町第17号20番地
債務者　岩本　耕治
1　決定年月日時　平成26年３月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月14日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１８号
福井市新田塚２丁目112番７号、旧住所福井市灯明寺３丁目4003番地　ニュープリムローズＡ202
債務者　田中　由美
1　決定年月日時　平成26年３月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月14日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２０号
福井市新田塚２丁目90番６号
債務者　大林　龍侍
1　決定年月日時　平成26年３月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月14日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第３５号
広島県呉市広三芦１丁目21番３号201号室
債務者　岡崎　隆宗
1　決定年月日時　平成26年３月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月14日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２６年（フ）第８号
高知県四万十市下田4172番地
債務者　和氣　麻由
1　決定年月日時　平成26年３月12日午前10時20分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月14日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２６年（フ）第３８号
千葉県柏市根戸327番地１　椎名ビル203号
債務者　五味　雅也
1　決定年月日時　平成26年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月15日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第４３号
東京都国分寺市西恋ヶ窪３丁目11番地７　メゾンプランタンⅡ103、申立時の住所千葉県野田市山崎1403番地の10
債務者　竹本　温子（旧姓小山）
1　決定年月日時　平成26年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月15日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第７５８号
神戸市灘区岩屋北町２丁目５番10―403号
債務者　古門　秀範
1　決定年月日時　平成26年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第８４９号
神戸市垂水区上高丸２丁目１番16―307号
債務者　竹本　　渉
1　決定年月日時　平成26年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第９２号
神戸市垂水区上高丸２丁目１番16―307号
債務者　竹本タクシーこと　竹本　侑弘
1　決定年月日時　平成26年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１０５号
神戸市兵庫区羽坂通４丁目１番１―1002号　兵庫駅前住宅西棟
債務者　吉野　好子
1　決定年月日時　平成26年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１０６号
神戸市兵庫区羽坂通４丁目１番１―1002号　兵庫駅前住宅西棟
債務者　吉野　崇行
1　決定年月日時　平成26年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１３７号
神戸市北区君影町３丁目１番39―206号
債務者　佐々木正一
1　決定年月日時　平成26年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１３９号
神戸市灘区神前町４丁目２番１号　１号棟406号
債務者　ＬＡＤＹＢＵＧこと　柴田　康晶
1　決定年月日時　平成26年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１４０号
神戸市灘区神前町４丁目２番１号　１号棟406号
債務者　柴田　みほ
1　決定年月日時　平成26年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部